



記者発表資料

千葉開府 Road to 900 since 1126	平成30年12月3日
	財政局 財政部
	資金課
	電話 245-5072
	内線 2305

株式会社千葉銀行と「遺贈に関する協定」を締結しました

千葉市では、本市への遺贈（遺言書による寄附）を希望されている方々への適切な案内を目的として、市が金融機関を紹介し、金融機関が「遺言書作成」等に係る相談・手続きのサービスを寄附希望者に提供することを柱とする協定を株式会社千葉銀行と締結しましたので、お知らせします。

1 経緯

近年、千葉市への遺贈に係る問い合わせが増加傾向にあるが、具体的な相談に対応できていないことが課題であった。

このため、遺言書作成や相談など「遺言信託」に関するサービスの提供を行っている金融機関で、市の指定金融機関である千葉銀行と、遺贈の相談に係る市民サービスの向上につながる施策について協議を行ってきた結果、本協定の締結に至ったもの。

2 協定締結先及び締結日

(1) 締結先

株式会社 千葉銀行

(2) 締結日

平成30年11月30日（金）

3 協定概要

- ・市は、市へ遺贈を希望している寄附者から申し出があった場合、協定締結者を紹介する。
- ・紹介を受けた金融機関は、寄附希望者との間で相談等を進める。（初回の相談は無料）
- ・信託業務に関する契約については、寄附希望者の自由意志で選択する。

4 その他

今後、市内で信託業務を行っている他の金融機関についても、賛同いただければ随時協定を締結していく予定。

5 添付資料

(1) 協定書

(2) 千葉市への遺贈のご案内リーフレット